

静岡県がん登録協議会設置要綱

(目的)

第1 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、静岡県がん登録協議会（以下「協議会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2 協議会は、次の事項を協議するものとする。
（1）がん登録事業の運営に関わること
（2）がん登録データの利用及び提供に関わること
（3）その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員等)

第4 委員は、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
2 委員の任期は、2年とする。
3 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5 協議会には、会長1人、副会長1人を置く。
2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

(会議)

第6 協議会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。
2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 協議会の議事は公開とする。ただし、個人情報保護又は人権保護の観点から特に必要があると認められる場合は、会長は協議会を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務等)

第7 委員は、第2の規定により協議する事項に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、がんのり患等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、静岡県健康福祉部医療局疾病対策課が行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。